徳之島町スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　スポーツ合宿の誘致による交流人口の増加を推進することで地域経済の活性化を図るため、活動団体が町内宿泊施設を利用する合宿者（以下「合宿者」という。）へ助成する事業に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、徳之島町補助金等交付規則（令和２年２月12日規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　補助金の交付対象者は、郡島外に所在する中学校、高等学校、大学、短期大学、専修学校のスポーツ競技部、文化部、サークル及び同好会、その他の団体、実業団とする。

（交付対象合宿等）

第３条　補助金の交付の対象となる合宿等は、交付対象者が行う合宿等で次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　スポーツ施設を練習又は合宿で利用し、かつ、町内に宿泊するもの

(２)　１回の合宿等の延べ宿泊数（宿泊者数に宿泊数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）が20泊以上であること。

(３)　公序良俗に反しないものであること。

(４)　町長が適当であると認めたもの

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額とし、１回につき20万円を限度とする。ただし、公民館等を含む公共施設（宿泊料等が無料の場合は除く。）の宿泊については、延べ宿泊数に500円を乗じて得た額とし、１回につき10万円を限度とする。

（交付の申請）

第５条　交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、合宿を行う日から14日前までに徳之島町スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（別記第２号様式）

(２)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　町長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、徳之島町スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付決定通知書（別記第３号様式）により通知するものとする。

（実績報告書）

第７条　交付対象者は、事業が完了したときは、徳之島町スポーツ合宿等誘致推進事業補助金実績報告書（別記第４号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(１)　徳之島町スポーツ合宿等誘致推進事業補助金実績報告内訳書（別記第５号様式）

(２)　合宿参加者名簿

(３)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、徳之島町スポーツ合宿等誘致推進事業補助金交付確定通知書（別記第６号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第９条　前条の規定により通知を受けた交付対象者は、請求書（別記第７号様式）に町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条　町長は、交付対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(１)　偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金の交付の決定内容、その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(３)　前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。